

【更新 2月6日現在－新型コロナウイルス感染症に関する日本政府による入国規制について】

更新点：これまでは湖北省発行の旅券所持者に対しては査証申請の受付を控えてきましたが、訪日前14日以内に湖北省に滞在しないことが明らかである場合は、受付が可能となりました。

これまでご案内してきました通り、訪日前14日以内に湖北省に滞在していた外国人は、既に有効な査証の発給を受けていても日本に入国できません。また、空港においては、検疫官が感染が疑われる者に対して診察・検査を命じることが可能となっておりますので、空港で検査を命じられた場合には従って下さい。

詳しくは、当館 HP「新型コロナウイルス感染症に関する政府の取組及び査証の取扱」をご参照ください。 <https://www.seattle.us.emb-japan.go.jp/files/000565483.pdf>

また、以下の関連リンクも併せてご案内いたします。

厚労省：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

内閣官房：<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/index.html>